

## 工事に係る発注の見通しに関する事項の公表要領

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の規定により、入札及び契約の透明性及び競争性を確保するため、工事に係る発注の見通しに関する事項の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第1 対象工事

発注の見通しに関する事項を公表する工事は、当該年度に発注することが見込まれる工事であって、次に該当する工事とする。ただし、田川広域水道企業団の行為を秘密にする必要がある工事、概算設計額が130万円を超えないと見込まれる工事及び第5各号に該当する工事を除く。

- (1) 一般競争入札に付そうとする工事
- (2) 指名競争入札に付そうとする工事
- (3) 随意契約によろうとする工事

### 第2 公表の方法

第1各号の工事について、第3に掲げる事項を発注予定工事情報調書（別紙1及び別紙2）により、総務課並びにホームページにおいて、閲覧に供する方法により公表するものとする。

### 第3 公表の内容

- (1) 工事の名称
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 工事種別
- (4) 工事の期間
- (5) 工事の概要
- (6) 入札予定時期（随意契約によろうとする場合にあつては、契約の締結予定時期）

### 第4 公表の時期及び期間

次に掲げる時期を目途として、その時点における年度末までの発注の見通しに関する事項を当該年度の3月31日まで公表するものとする。

- (1) 4月1日
- (2) 10月1日
- (3) 企業長が必要と認めるとき

## 第5 対象外工事

当該年度に発注することが見込まれる工事に該当しない工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 当該年度の工事に必要な土地等の取得が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- (2) 当該年度の工事に必要な他の公共物管理者等との協議又は調整が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- (3) 当該年度の工事に必要な地元の関係者等との協議及び調整並びに埋蔵文化財調査が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- (4) 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- (5) 災害発生期間中、災害発生直後、災害又は事故の防止等で緊急的に行う工事
- (6) 他の工事の入札状況や執行状況に影響を受ける工事

### 附 則

この要領は、令和3年12月13日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

# 令和 年度 発注予定工事情報調書

令和 年 月 日

- 1 この調書は、予定価格（税込み）が130万円を超える建設工事の中から令和 年 月 日時点において、田川広域水道企業団で発注が見込まれるものを記載したものです。
- 2 記載内容については、あくまで見通しであり実際に発注する工事は工事長等の工事概要がこの記載と異なることがあります。
- 3 各発注工事については、その後の状況変化によりやむを得ず発注困難となった場合、この調書から抹消します。
- 4 次回の公表は、令和 年 月を目途に行いますが、それまでの間に見通しについて大幅な変更又は追加があったときは修正を行います。
- 5 緊急を要する場合など、この調書に記載されていない工事が発注されることがあります。

田川広域水道企業団

課

